

令和 7 年 8 月 29 日

株式会社エヌシーガイドショップ
債権者説明会

【式 次 第】

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 代表者のご挨拶
4. 債権者説明会資料の説明
5. 質疑応答
6. 閉会

【出席者一覧】

1. 株式会社エヌシーガイドショップ
管 財 人 田 中 信一郎
2. 法律家アドバイザー
弁 護 士 縣 俊 介
弁 護 士 松 尾 幸太郎
弁 護 士 村 松 遼

【配 布 資 料】

1. 式次第・出席者一覧
2. 債権者説明会資料
3. (別紙) 利息計算書のサンプル (旧・再)

【お問い合わせ先】

エヌシーガイドショップ カスタマーセンター
電話 : 099-216-3553

令和 7 年 8 月 29 日

債権者 各位

債権者説明会資料

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ

管財人 田 中 信一郎

法律家アドバイザー 弁護士 縣 俊 介

同 弁護士 松 尾 幸太郎

同 弁護士 名 藤 朝 気

同 弁護士 小 松 良 匡

同 弁護士 村 松 遼

第 1 はじめに

債権者各位におかれましては、株式会社エヌシーガイドショップ（以下「弊社」といいます。）の更生手続に関してご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫びしますとともに、これまで賜りましたご理解とご支援に厚く御礼申し上げます。

弊社は、東京地方裁判所より更生手続開始決定（令和 6 年（ミ）第 13 号）を受け、令和 7 年 2 月 11 日、事業再建策として、スポンサー企業への更生計画外での事業譲渡を行い、弊社の営む一切の事業を NC かごしま株式会社に譲渡いたしました。事業譲渡後、弊社は、会員債権者様の届出債権につきマイクロフィルムから復元した取引履歴について利息制限法に基づく引直し計算を実施して参りました。今般、届出債権すべての引直し計算を完了いたしましたので、皆様に更生債権の認否結果通知書をご送付させていただいております。

本説明会では、更生債権の認否の内容及び今後の手続の流れ等についてご説明させていただきます。

第 2 債権認否の内容

1 届出債権額の一部あるいは全部の否認がある方について

認否結果通知書では、届出債権額（大多数の方にとっては更生会社から送られてきた更生債権届出書に予め印字されていた金額）の一部あるいは全部が認められない結果になっている方々もおられます。

もともと更生債権届出書に予め印字されていた金額は、銀行口座の入出金データを元に利息制限法に基づく引直し計算を行った結果を印字したのですが、銀行口座の入金データには、キャッシング取引における返済分のみならず、本来引直し計算には関係のないショッピング取引における弁済分も含まれていたため、ほとんど

の方について印字された数字は本来の過払金額よりも大きな数字となっていました。

今回、マイクロフィルムから復元したキャッシング取引のみについての入出金データを元に引直し計算を行い、その結果をもとに債権認否を行ったことから、多くの方について、届出債権額の一部（場合によっては全部）が認められない結果となりました。

具体的に、どういう理由で更生債権の届出書に記入された金額が認められないという結論になったのか、この点につきましては、今回配布しました利息計算書のサンプルをご参照ください。①ショッピングとキャッシングに対する返済を区別せず顧客口座に入金された全返済額を基に仮に引き直し計算を行った利息計算書（旧）のサンプルと、②キャッシング取引にかかる借入額と返済額のみを対象として引き直し計算を行った利息計算書（再）のサンプルの2種類があります。

2 利息制限法に基づく引き直し計算の方針について

利息制限法に基づく引直し計算をするに当たっては、会員債権者様との争点を減らすため、できるだけ会員債権者様に有利な解釈を採用するものとして、リボ払いと1回払い取引とを一連一体のものとして計算を行う、1回払い取引においても過払金発生後に生じた新たな借入金への過払金の当然充当を行う、発生した過払金には年利5%の過払利息を付けるという方針でプログラムを組みました。

ところが、プログラムの運用上の手違いで、今回の引直し計算には、過払利息が反映されない結果となってしまいました。これを再度計算し直すには相当の期間を必要としますが、それによる更生手続終結の遅れ、延長期間分の手続費用や外注費の支出等を考慮すると会員債権者様にとって有利な結果となるとは言いがたいため、過払利息を考慮されなかった会員債権者様と、それ以外の債権者様（大口の金融機関債権者様6行）との間の公平を回復させることを期して、今後策定される更生計画案において、一般更生債権の弁済率について、少額部分とそれを超える部分の弁済率に差を付けることを考えております。

3 会員債権者様と金融機関債権者様との公平を回復する方策について

250件程度のサンプル調査で、過払利息を考慮しない場合とこれを付した場合とでどのくらい過払金額が増加するかを調査したところ、平均して後者が前者の約1.65倍という結果になりました。今後策定される更生計画案において、一般更生債権の弁済率について、そこで、会員債権者様の弁済率と金融機関債権者様の弁済率に差を設ける（サンプル調査に従えば1.65倍にする）ことにより、会員債権者様と金融機関債権者様の公平を回復することを予定しております。

第3 更生債権の弁済率（見込み）について

認否結果通知書において更生債権が認められる結果となったとしても、現時点では高い弁済率は見込めない状況にありますことを予めご承知おきください（認められた更生債権の1%前後の弁済率となる見込みです）。

もともと、弊社は、競合する他社カードの流通が鹿児島県内で増加したことによるカード利用金額の減少や、過払金返還請求の負担等から財務内容が悪化し、やむを得ず更生手続開始の申立てに至ったものであり、申立て時点で50億円以上の金融債務を抱えておりました。弊社は本件更生手続を通じて弊社の営む一切の事業をスポンサー企業に譲渡して譲渡対価を受領しましたが、弊社の資産の中心である不動産や会員の皆様に対する売掛金には金融機関債権者様のために担保が設定されていたためにその譲渡対価は担保権者への弁済に充てられることになるので、無担保の会員債権者様の債権の引当てになるのは、弊社の保有する資産のうち、金融機関債権者様による相殺の対象とならない一部の預金や、JCBや日商連に対する差し入れ保証金など限られた一部の資産に過ぎません。このような理由により、無担保の更生債権（会員債権者様の過払金債権の他、担保によってカバーされない金融機関債権者様の債権）に対する弁済率は、1%前後と予想されています。

第4 認否結果に不服がある場合

今回の更生債権の認否結果に不服がある更生債権者は、一般調査期間の末日である令和7年8月29日から一月の不変期間内に、裁判所に査定の申立てをすることができます。もっとも、過払利息の問題については上記のとおり会員債権者様と金融機関債権者様の公平をできる限り図る処理を行う方針でありますし、一方で査定申立ての手続については法的手続に慣れておられない一般の債権者には負担が重い手続であり予想弁済率を考慮するとかえって負担が重くなる（弁護士に依頼して弁護士費用が発生する場合などは特に）可能性が高いことから、査定申立てを行うかどうかについては慎重にご判断されるようお願い申し上げます。

第5 今後の手続の流れ

今後の手続の流れは、特段の事情がない限り、下記の見込みです。更生会社において、9月12日（金）までに更生計画案を裁判所に提出し、裁判所より更生計画案についての付議決定を得られた場合（9月下旬ごろ）、10月上旬頃、債権者の皆様に更生計画案及び更生計画案の賛否を問うための議決票を発送する流れです。10月中旬頃には、更生計画案に関する債権者説明会を予定しております。

下記は、あくまで現時点での予定ですので、スケジュールに変更がある場合には弊社HPにおいて随時更新いたします。

記

9月5日（金）	更生計画案の提出期限（関係人）
9月12日（金）	更生計画案の提出期限（管財人）
9月29日（月）	査定申立期限（一般調査期間終期から1ヵ月）
9月下旬	付議決定
10月上旬	債権者に対する更生計画案の発送（議決票等含む）
10月中旬	更生計画案に関する債権者説明会
11月中旬頃	書面投票、更生計画案の可決・認可

12月中旬頃	更生計画の確定
12月末頃	更生担保権・更生債権の弁済

第6 お願い

最後に、債権者各位におかれましては、今後の更生手続の進行について、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

利息制限法利率計算書 (旧)

会員番号

氏 名

作
確

ショッピング分の弁済額が含まれているため、残元金が増額しています。

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	H14. 8. 18	50,000						50,000
2	H14. 9. 18	10,000		18.00%	31	764	764	60,000
3	H14. 10. 1		40,000	18.00%	13	384		21,148
4	H15. 10. 16		30,000	18.00%	380	3963	3963	-4,889
	H15. 10. 29		350,000	18.00%	13	0	0	-350,926
5	H15. 10. 31	100,000		18.00%	15	0		-250,926
6	H16. 1. 10		100,000	18.00%	71	0		-350,926
7	H16. 11. 10	350,000		18.00%	305	0	0	-926
	H16. 11. 29		500,000	18.00%	19	0	0	-500,926
8	H17. 2. 28		350,000	18.00%	110	0		-850,926
9	H17. 11. 21	200,000		18.00%	266	0	0	-650,926
	H17. 11. 29		500,000	18.00%	8	0	0	-1,150,926
10	H18. 1. 10		300,000	18.00%	50	0		-1,450,926
11	H18. 5. 10	50,000		18.00%	120	0	0	-1,400,926
	H18. 5. 25		500,000	18.00%	15	0	0	-1,900,926
12	H19. 2. 10	50,000		18.00%	276	0	0	-1,850,926
13	H19. 12. 10		300,000	18.00%	303	0		-2,150,926
	H19. 12. 25		500,000	18.00%	15	0		-2,650,926
14	H20. 1. 10	200,000		18.00%	31	0	0	-2,450,926
15	H20. 10. 10		250,000	18.00%	274	0		-2,700,926
	H20. 10. 25		500,000	18.00%	15	0		-3,200,926
16	H21. 2. 10	200,000		18.00%	123	0	0	-3,000,926
17	H21. 12. 15		250,000	18.00%	308	0		-3,250,926
	H21. 12. 25		500,000	18.00%	10	0		-3,750,926
18	H22. 6. 5	200,000		18.00%	172	0	0	-3,550,926
19	H22. 11. 18		250,000	18.00%	166	0		-3,800,926
	H22. 11. 25		500,000	18.00%	7	0		-4,300,926
20	H23. 3. 5	150,000		18.00%	107	0	0	-4,150,926
21	H23. 8. 8		200,000	18.00%	156	0		-4,350,926
22	H24. 1. 10	100,000		18.00%	155	0	0	-4,250,926
23	H24. 10. 11		150,000	18.00%	275	0		-4,400,926
24	H25. 2. 10	100,000		18.00%	122	0	0	-4,300,926
25	H25. 11. 11		150,000	18.00%	274	0		-4,450,926
26	H26. 3. 3	300,000		18.00%	112	0	0	-4,150,926
27	H27. 9. 10		350,000	18.00%	556	0		-4,500,926
28	H28. 1. 5	300,000		18.00%	117	0	0	-4,200,926
29	H28. 8. 8		350,000	18.00%	216	0		-4,550,926
30	H29. 1. 25	500,000		18.00%	170	0	0	-4,050,926
31	H29. 7. 1		250,000	18.00%	157	0		-4,300,926
32	H30. 2. 2	100,000		18.00%	216	0	0	-4,200,926
33	H30. 4. 10		150,000	18.00%	67	0		-4,350,926
34	H31. 3. 9	50,000		18.00%	333	0	0	-4,300,926
35	R1. 6. 10	50,000		18.00%	93	0	0	-4,250,926
36	R2. 3. 9	100,000		18.00%	273	0	0	-4,150,926
37	R2. 12. 10		250,000	18.00%	276	0		-4,400,926
38	R3. 1. 12	50,000		18.00%	33	0	0	-4,350,926
39	R3. 7. 10		55,000	18.00%	179	0		-4,405,926
40	R4. 2. 9	100,000		18.00%	214	0	0	-4,305,926
41	R4. 10. 14		125,000	18.00%	247	0		-4,430,926
42	R5. 1. 21		50,000	18.00%	99	0		-4,480,926
43	R5. 9. 20		50,000	18.00%	242	0		-4,530,926
44	R6. 1. 21		50,000	18.00%	123	0		-4,580,926
45	R6. 11. 22			18.00%	306			
	計	3,310,000	7,900,000		8,234			-4,581,766

利息制限法利率計算書（再）

会員番号

作成者

氏 名

確認者

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	H14. 8. 18	50,000						50,000
2	H14. 9. 18	10,000		18.00%	31	764	764	60,000
3	H14. 10. 1		40,000	18.00%	13	384		21,148
4	H15. 10. 16		30,000	18.00%	380	3963	3963	-4,889
5	H15. 10. 31	100,000		18.00%	15	0		99,074
6	H16. 1. 10		100,000	18.00%	71	3468		2,542
7	H16. 11. 10	350,000		18.00%	305	382	382	352,924
8	H17. 2. 28		350,000	18.00%	110	19144		22,450
9	H17. 11. 21	200,000		18.00%	266	2944	2944	225,394
10	H18. 1. 10		300,000	18.00%	50	5557		-66,105
11	H18. 5. 10	50,000		18.00%	120	0	0	-16,105
12	H19. 2. 10	50,000		18.00%	276	0	0	33,895
13	H19. 12. 10		300,000	18.00%	303	5064		-261,041
14	H20. 1. 10	200,000		18.00%	31	0	0	-61,041
15	H20. 10. 10		250,000	18.00%	274	0		-311,041
16	H21. 2. 10	200,000		18.00%	123	0	0	-111,041
17	H21. 12. 15		250,000	18.00%	308	0		-361,041
18	H22. 6. 5	200,000		18.00%	172	0	0	-161,041
19	H22. 11. 18		250,000	18.00%	166	0		-411,041
20	H23. 3. 5	150,000		18.00%	107	0	0	-261,041
21	H23. 8. 8		200,000	18.00%	156	0		-461,041
22	H24. 1. 10	100,000		18.00%	155	0	0	-361,041
23	H24. 10. 11		150,000	18.00%	275	0		-511,041
24	H25. 2. 10	100,000		18.00%	122	0	0	-411,041
25	H25. 11. 11		150,000	18.00%	274	0		-561,041
26	H26. 3. 3	300,000		18.00%	112	0	0	-261,041
27	H27. 9. 10		350,000	18.00%	556	0		-611,041
28	H28. 1. 5	300,000		18.00%	117	0	0	-311,041
29	H28. 8. 8		350,000	18.00%	216	0		-661,041
30	H29. 1. 25	500,000		18.00%	170	0	0	-161,041
31	H29. 7. 1		250,000	18.00%	157	0		-411,041
32	H30. 2. 2	100,000		18.00%	216	0	0	-311,041
33	H30. 4. 10		150,000	18.00%	67	0		-461,041
34	H31. 3. 9	50,000		18.00%	333	0	0	-411,041
35	R1. 6. 10	50,000		18.00%	93	0	0	-361,041
36	R2. 3. 9	100,000		18.00%	273	0	0	-261,041
37	R2. 12. 10		250,000	18.00%	276	0		-511,041
38	R3. 1. 12	50,000		18.00%	33	0	0	-461,041
39	R3. 7. 10		55,000	18.00%	179	0		-516,041
40	R4. 2. 9	100,000		18.00%	214	0	0	-416,041
41	R4. 10. 14		125,000	18.00%	247	0		-541,041
42	R5. 1. 21		50,000	18.00%	99	0		-591,041
43	R5. 9. 20		50,000	18.00%	242	0		-641,041
44	R6. 1. 21		50,000	18.00%	123	0		-691,041
45	R6. 11. 22			18.00%	306			
	計	3,310,000	4,050,000		8,132			-731,868